

認知症について楽しく学ぼう！ 親子de 認知症サポーター養成講座

茨城県では、毎年9月を「認知症を知る月間」として、認知症に対する正しい理解の普及・啓発活動を実施しています。

そこで、小学生とその保護者を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催します。ゲームや寸劇などを通して、親子で楽しく学べる講座です。この機会にぜひ参加してみませんか？

▶認知症サポーターとは：認知症について正しく理解し、認知症の方を暖かく見守り支援する「応援者」です。

▶日時：9月6日(土) 午前10時～11時30分

▶場所：みらい平市民センター 4階 会議室

▶対象：小学1～3年生の児童と保護者

▶定員：15組程度 ※先着順

▶参加費：無料

▶申込方法：応募フォームまたは下記問い合わせ先までお電話でお申し込みください。

▶申込期限：9月5日(金)

☎ 市地域包括支援センター(伊奈庁舎1階)

☎ 0297 - 57 - 0203



家庭生活支援員（有償ボランティア）養成講習会

▶日時：10月4日(土)・18日(土)、11月1日(土)・15日(土) 午前9時～午後4時

▶場所：茨城県母子寡婦福祉連合会 ラーク・ハイツ会議室(水戸市八幡町11-52)

▶対象：ひとり親家庭のお母さん、お父さん、寡婦の方(託児利用可)

▶受講料：無料

▶募集人数：15人

▶申込方法：申込用紙に必要事項を記入し、下記問い合わせ先まで郵送またはFAXで提出してください。申込用紙はおやこ・まるまるサポートセンター(☎0297-44-8822)にあります。

▶申込期限：9月5日(金)

※交通費は一部負担します(条件あり)。

※家庭生活支援員は、有償ボランティアになります。金額の詳細はお問い合わせください。

☎ 社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター ☎ 310-0065 水戸市八幡町11-52 ☎ 029-221-8497 FAX: 029-221-8618

要約筆記一日体験講座 参加者募集

聴覚に障がいのある方のコミュニケーションを支援する「要約筆記」の初心者向け講座を開催します。文字でつなぐ優しさを一緒に体験してみませんか？

▶日時：9月5日(金) 午後1時～4時(受付開始：午後0時45分)

▶場所：きらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館 会議室

▶講師：茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎより派遣

▶対象：市内在住・在勤の方

▶定員：20人(先着順)

▶申込方法：応募フォームまたは下記問い合わせ先までお電話でお申し込みください。

▶申込期限：8月18日(月)

☎ 社会福祉協議会ボランティア市民活動センター ☎ 0297 - 21 - 3240



親子すこやか宿泊研修事業 参加者募集

県内の母子家庭のお母さんとお子さんが、地域を越えた交流と楽しい体験ができる「宿泊研修事業」の参加者を募集します。

▶日時：9月20日(土) 午後2時～21日(日) 午後1時 ※現地集合、現地解散

※遅刻、早退はできません。

▶場所：水戸市少年自然の家(水戸市全隅町80-1) ☎ 029 - 254 - 2200

▶定員：50人(定員を超えた場合は抽選)

▶対象の子：年長児～中学2年生

※全日程参加できる方のみ

▶参加費：1,000円/世帯

▶申込方法：参加申込書に必要事項を記入し、下記問い合わせ先まで郵送またはFAXで提出してください。参加申込書はおやこ・まるまるサポートセンター(☎0297-44-8822)にあるほか、茨城県母子寡婦福祉連合会ホームページからもダウンロードできます。

※詳細は参加者決定後、郵便

でご連絡します。

▶申込期限：8月15日(金)

☎ 社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎ 310 - 0065 水戸市八幡町11 - 52

☎ 029 - 221 - 7505

FAX: 029 - 221 - 8618

✉ kenboren-8@poppy.ocn.ne.jp



手続き・申請

特別児童扶養手当 所得状況届の提出を忘れずに

特別児童扶養手当を受給している方、所得限度額超過により支給停止中の方が、受給資格を継続するためには、毎年「所得状況届」の提出が必要です。

提出された所得状況届をもとに、受給者本人と同居親族などの所得状況を確認し、8月1日(金)から令和8年7月31日(金)までの手当が受給できるかどうかを判定します。受給者の方には、所得状況届書を同封した通知を送付します。提出がないと、手当の支給が遅れてしまうことがありますので、忘れずに提出をお願いします。

手当額表	令和7年 3月まで (改定前)	令和7年 4月から (改定後)
特別児童扶養 手当(1級)	55,350円	56,800円
// (2級)	36,860円	37,830円

▶提出期限：8月29日(金)

▶提出場所：伊奈庁舎社会福祉課

▶持参するもの：ご自宅に届いた通知をご覧ください。

※この手当は、精神または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を、家庭で監護(保護者として生活の面倒をみること)している父、母または父母に代わって養育している方が受けられる手当です。なお、対象と思われる児童を監護していてまだ申請していない方は、お問い合わせください。

☎ 伊奈庁舎社会福祉課(内線4103)

障がい者自動車運転免許 の取得費を補助します

障がい者手帳をお持ちの方が、就労などに伴い自動車運転免許を取得する際、自動車教習所で教習を受けるための費用の一部を補助します。事前申請が必要となりますので、教習所に通う前に必ずご相談ください。

▶対象

○身体障害者手帳1～4級所持者

○療育手帳所持者

○精神障害者保健福祉手帳所持者

▶補助額：最大10万円

☎ 伊奈庁舎社会福祉課(内線4101～4103)